

# 緑園一丁目自治会 平成25年度総会 議事録

平成25年4月14日(日) 11:00~12:00

定数は、役員26人、新班長32人からなる58名。これに対し、出席者は委任状6名を含む50名で2/3以上で総会は成立した。なお旧班長も会員として出席いただいた。総会では以下の事業報告と計画を討議し、いずれの議題も承認された。

会長 横川 満 氏  
議長 栗竹 俊幸 氏  
書記 茨木 裕一 (記)  
進行 嶋本 吉晴 氏

## 1. 議題

1.1 第1号議案 平成24年度事業報告

1.2 第2号議案 平成24年度決算報告(平成24年度会計監査報告)

---

### <24年度事業報告と決算報告についての質問>

- ・環境部の実績が予算をオーバーしている理由は？  
→ゴミネットの購入費増が主な理由。設置数も多くなっているため。

1.3 第4号議案 平成25年度事業計画

1.4 第5号議案 平成25年度予算

---

### <25年度事業計画と予算計画についての質問>

- ・公園愛護会補助は各種補助金費へ、ゴミネット購入費は備品購入費に費目変更する。
- ・公園愛護会の発生費用とは何なのか？  
→除草や樹木選定など業者に依頼すると多額の費用が発生する。  
これを住民でやってもらっている。かなりきつい作業のため、お礼として飲み物代などに使っている。これら費用には理解をして頂きたい。
- ・予算は単年度で使い切るのか。来年度予算の方向性は？  
→今後は、単年度会計の方向でやっていく予定。  
また繰越金については徐々に減らしていくことを考えている。

## 2. 役員及び新班長の紹介

各自、一言ずつ挨拶をしていただいた。

以上



# 緑園一丁目自治会総会資料

平成25年度

## ご注意

この資料には、住所、氏名、電話番号等、個人情報が含まれている部分があります。廃棄する場合には、個人情報漏洩防止のため、細かく裁断処理(シュレッダー等を用いて)後、廃棄願います。

平成25年4月14日

# 総 会 次 第

日時:平成25年4月14日(日)

場所:緑園自治会館

## 第一部 平成25年度緑園一丁目自治会総会

1. 開会の言葉
2. 会長挨拶
3. 議長及び書記選出
4. 議長挨拶
5. 議 題

第1号議案 平成24年度事業報告

第2号議案 平成24年度決算報告

(平成24年度会計監査報告)

第3号議案 平成25年度事業計画

第4号議案 平成25年度予算

その他

6. 役員及び新班長紹介
7. 閉会の言葉

## 第二部 平成25年度4月定例自治会

## 第1号議案 平成24年度事業報告

### ★会議★

1. 総会 平成24年4月15日(日)
2. 役員会 (役員) 毎月第2日曜日 10:30~11:00
3. 定例会 (役員・班長会) 毎月第2日曜日 11:00~12:00
4. 次年度役員選考委員会; 初回を11月11日(日)に実施、その後個別調整を含め実施、役員各部長を選考した。
5. 決算・予算委員会 2月24日(日)

### ★事業★

行政指導、連合自治会方針に従う行事と一丁目独自の活動がある。(下記下線部項目は一丁目自治会独自の活動)

- 4月 \* 新入学の交通安全運動・交通整理
- 5月 \* 防災ヘルメット配布(役員、班長全員)  
\* 自治会広報誌「稻荷谷通信」第3号発行  
\* 春の交通安全運動・交通整理  
\* コンテナガーデニングの開催
- 6月 \* 新入生歓迎会(子供会)  
\* 蚊の幼虫駆除剤の雨水マスへの一斉散布  
\* 日本赤十字募金協力  
\* 緑園地区フェスティバル
- 7月 \* ラジオ体操(~8月、子供会)  
\* 自治会広報誌「稻荷谷通信」第4号発行(500部作成)  
\* 夏の交通事故防止運動・交通整理
- 8月 \* 緑園連合夏祭り・盆踊り大会に参加協力・交通整理
- 9月 \* 緑園敬老会参加協力・交通整理  
\* 秋の交通安全週間 小学校交通指導
- 10月 \* 緑園連合運動会に参加・協力。  
\* 緑園ふれあい祭りに参加協力・交通整理  
\* 泉区社会福祉協議会賛助会費募金協力  
\* 共同募金協力
- 11月 \* 自治会広報誌「稻荷谷通信」第5号発行(500部作成)  
\* 一丁目防災訓練(雨天で中止準備のみ)  
\* 緑園ふれあい祭り
- 12月 \* 餅つき大会  
\* クリスマス会(子供会)  
\* 一丁目自治会防火防犯パトロール実施  
\* お正月玄関飾り講習会  
\* 年末の交通事故防止運動・交通整理
- 1月 \* 緑園新年祝賀会参加  
\* どんと焼き
- 2月 \* 自治会広報誌「稻荷谷通信」第2号発行  
\* 緑園西小学校区防災訓練参加
- 4月 \* お花見会

## **[はじめに]**

24年度は、大震災、原発事故から2年目であり、政治、海外等取り巻く情勢は目まぐるしく変わるものの、明るく心地よい地域生活を目指して、いろいろ考えながら活動を実施した。自治会では、多くの人に、イベントの開催や防火防犯、クリーン&グリーン等の活動に参加いただき、前年度に引き続き「住み続けたい街づくり」を進めて参りました。色んな方々のご挨拶する事も増え、より暮らしやすい地域になってきていると考えます。町内がきれいになっていたり、隣人を気遣う事も増えてきています。皆さまのご協力に心より感謝いたします。

今後も、人々との交流や、街の清掃、防火防犯、災害への備え等に皆さまのご協力をいただき、子供からお年寄りまで安心して住める街づくりを目指して参ります。

## **[広報部]**

1. 5月 自治会広報誌「稲荷谷通信」第3号発行（500部作成）
2. 7月 自治会広報誌「稲荷谷通信」第4号発行（500部作成）
3. 11月 自治会広報誌「稲荷谷通信」第5号発行（500部作成）
4. 3月 自治会広報誌「稲荷谷通信」第6号発行予定（500部作成）

## **[防火防犯部]**

1. 5月13日新班長にヘルメット配布
2. 11月24日消火器、消火器詰め替え幹旋
3. 11月24日防災訓練準備（実施日は雨天のため、中止）
4. 10月12日より本年度下期より、月一回夜間の門灯の点灯確認を中心に一丁目各戸をパトロールした初回10月12日12名参加で計7回実施した
  - \* 自治会各行事に参加、
  - \* 上記での防犯警備、火災防止活動
  - \* 公園清掃、G&C活動に参加
  - \* 緑園連自治会行事に参加

## **[交通部]**

1. 4月 新入学の交通安全運動（横断歩道立哨）
2. 4月 春の交通安全運動（横断歩道立哨）
3. 6月 緑園地区フェスティバル（コミュニティセンター付近歩行者安全確保）
4. 7月 夏の交通事故防止運動（横断歩道立哨）
5. 8月 緑園夏祭りに伴う交通整理
6. 10月 秋の交通安全運動（横断歩道立哨）
7. 12月 年末の交通安全運動（横断歩道立哨）
  - \* その他、子易川遊水地周囲の専用歩道確保に向けた活動の要請を実施した。

## **[福利厚生部]**

1. 緑園連自治会行事協力・参加 敬老祝賀会（準備・名簿管理・記念品袋詰・受付等）  
夏祭り・運動会・賀詞交歓会等
2. 緑園地区社会福祉、ふれあい祭りへの参加協力
3. 1丁目自治会の行事への参加、協力、お花見会、餅つき大会、防災訓練等

## [女性部]

1. 5月23日 コンテナガーデニング講習会開催
2. 12月11日 お正月玄関飾り講習会開催
3. 緑園1丁目自治会行事への参加協力（餅つき大会、忘年会）
4. 緑園連自治会行事への参加協力（ふれあい祭り、運動会）
5. 泉区女性団体連絡協議会の行事参加協力
6. 自治会館清掃（4回）

## [環境部]

1. 6月度定例公園清掃の日に「蚊の幼虫駆除剤」の雨水マスへの一斉散布（環境部・役員・班長・有志で実施）
2. 自治会内のゴミ集積場一斉点検及び補修等
3. 古紙・古布リサイクル『よこはま市民の回収』開始に伴うゴミ集積場へのステッカーの掲示
4. クリーン&グリーン(C&G)活動の展開

## [青少年部]

1. 緑園連合夏祭り大会に参加、8月4日（土）緑園東小学校⇒金魚すくい&スーパーボールすくいを出店、金魚、スーパーボールとも完売
2. ふれあい祭りに参加10月28日（日）緑園西小学校⇒ホットドッグを販売。300個完売
3. どんと焼き開催、1月13日緑園稲荷谷公園⇒団子、焼き芋、みかん、お菓子配布
4. 一丁目自治会行事への参加・協力

## [体育文化部]

1. 10月8日 緑園連合運動会への参加・協力⇒祝日開催、2年連続準優勝（2位）
2. 12月9日 餅つき大会11時からの販売開始（昨年は10時）餅の売数455個（前年比124%、前年差+89個）
3. 4月7日 お花見大会（豚汁、フランクフルト）

## [子供会]

1. 資源回収ちらしポスティング
2. 子供会定例役員会（毎月1回）
3. 新入生歓迎会開催（6月）
4. ラジオ体操（7月・8月 計5回）
5. 緑園連合運動会参加（10月）
6. 連合子供会主催イベント参加（10月）
7. クリスマス会（12月）
  - \* 緑園連合自治会行事への参加・協力（夏祭り、運動会、ふれあい祭り等）
  - \* 一丁目自治会行事への参加（餅つき大会、どんと焼きなど）
  - \* 交通安全母の会定例会および交通安全キャンペーン等出席
  - \* 連合子供会定例会およびイベント企画開催

## ★平成24年度課題に対する総括★

### 1 住み続けたくなるまちづくり

- ・ クリーン&グリーンアクションを引き続き実施し、4月には、サツキ苗の補植を行った。名瀬11号線の低植栽、サツキの維持管理にサポーター、住民の献身的な活動が見られた。その結果、一丁目幹線道路の緑環境は良い状態となっている。毎月の公園清掃時と併せて実施している他、随時サポーターによる緑環境の管理も行ってきた。また、泉土木、区役所とも連携し、緑環境保全に努めてきた。更に、二丁目と連携しながらの緑園外周道路の緑環境の維持管理も軌道に乗り始めた。ゴミ集積所の管理にも注意を払い、更に「クリーンなまち」を目指していきたい。

### 2 災害時や福祉に関する組織的な対応

- ・ 緑園連合として要援護者に関する組織を立ち上げて1年経過した。委員は会長以下、防火防犯部の役員、民生委員等で構成。この1年間、アンケート結果より、組織を運営していくための人材を広く募ったが前進は見られなかった。25年度は、福利厚生部を中心に要援護者の把握の仕方や援護者の確保等について具体的な活動を進めていく。

### 3 まちの防災防犯対策

- ・ 年度の後半、毎月1回「街の防犯パトロール」を実施した。
- ・ 一丁目には防犯灯の不十分な駐車場が約30カ所ある。過去、駐車場ではタイヤの盗難やガソリン抜き等の事案が起きている。オーナー、管理会社と連絡を取り合い、防犯灯の設置に向けて更に努力していきたい。
- ・ 自販機がらみの火災盗難が泉区内で起きている。一丁目の自販機の管理の在り方を住民目線で点検してきた。業者への通報実施。
- ・ 公園内の防災倉庫内の防災防犯に関する道具類等を定期的に点検補充した。
- ・ 遊水地周囲の環境浄化と駐車問題に対しては、組織力を生かし解決に向け努力を続けたい。
- ・ 25年度より「西小避難所運営」が緑園のみとなることから一丁目としても今後、組織としての対応が急務となってきている。

### 4 自治会員世帯数のアップ

- ・ 自治会未加入者が多い民間アパート・マンションの名称、部屋数、オーナー、管理会社等を調査し、基礎データを作成した。そして、データを活用し会員数のアップを図ってきた。
- ・ 住宅の建て替え、新築等が行われてきている。今後、自治会として加入促進活動をより積極的に進めることが必要だと認識した。併せてオーナーへのヒアリングも実施したい。
- ・ 一丁目だより「稲荷谷通信」や「一丁目自治会ホームページ」を活用していく。
- ・ 班編成の在り方については、今後とも意見を十分に聞き、取り組むたい。

### 5 役員会・定例会の充実と運営の在り方

- ・ 事前に会議の内容等を知らせていることから時間内に終わられている。
- ・ 定例会の時間は1時間だが、後半には質疑応答の時間を設定してきている。また、最後には「各事業部での打ち合わせ」の時間もセットしてきた。
- ・ 役員会の時間は少し不足しているので検討したい。

## 第3号議案 平成25年度事業計画

### ★自治会活動及び自治会主催の主な行事★

#### 1. 会議

- |     |             |                     |
|-----|-------------|---------------------|
| (1) | 総会          | 4月第2日曜日             |
| (2) | 役員会         | 毎月第2日曜日 10:30~11:00 |
| (3) | 定例会(役員・班長会) | 毎月第2日曜日 11:00~12:00 |
| (4) | 役員選考委員会     |                     |
| (5) | 決算・予算委員会    |                     |
| (6) | 臨時委員会       |                     |

#### 2. 行政関連活動

- (1) 地方自治体等のポスター掲示
- (2) 各種募金活動(日赤、共同及び泉区社会福祉協議会賛助会費募金等)
- (3) 環境推進事業(3R<スリム>運動等)協力
- (4) 交通安全運動(泉区交通安全協会緑園支部活動及び交通安全母の会)
- (5) 防災訓練及び防火防犯活動等
- (6) 消費生活推進委員、環境事業推進委員、保健活動推進委員、スポーツ推進委員及び青少年指導委員等の諸活動

#### 3. 緑園連合関連活動

- (1) 盆踊り・敬老会・運動会及びふれあい祭り参加・協力
- (2) 青色回転灯パトロールカーによる緑園内パトロール活動及び一丁目内パトロール
- (3) その他

#### 4. 一丁目自治会の自主活動

- (1) 緑園一斉清掃の実施 (毎月第二日曜8時~)
- (2) クリーン&グリーン(C&G)活動(毎月第二日曜8時~)
- (3) お花見会(平成26年4月予定)
- (4) 餅つき大会(12月予定)
- (5) どんと焼き(1月予定)
- (6) 各種講座・講習会及び見学会等

#### 5. 平成25年度課題

- (1) 住み続けたいくなるまちづくり  
緑環境の創出やゴミ処理の在り方を通して  
新たなイベントの開発を通して
- (2) 災害時や福祉に関する組織的な対応  
要援護者の把握法、援護者の確保等
- (3) 安全安心のシステムづくり  
まちの防災防犯対策  
組織の検討
- (4) 具体的活動の展開
- (5) 自治会員世帯数のアップ  
班編成の検討  
人材確保の在り方
- (6) 役員会・定例会の充実と運営の在り方



## ★事業部活動計画★

### [総務部]

- |                     |           |
|---------------------|-----------|
| 1. 総会               | 毎年4月第3日曜日 |
| 2. 定例会(役員会・班長会)     | 毎月第2日曜日   |
| 3. 事務局会議及び役員会・選考委員会 | 必要に応じ随時開催 |
| 4. 自治会ホームページの普及充実   |           |
| 5. 忘年会、懇親会の企画、実施    | 12月、4月    |

### [広報部]

1. 広報誌発行(全4回)  
年4回の定例発行(5・7・11・1月)
2. 広報誌発行のための取材活動・原稿依頼
3. 上記活動を通して、一丁目自治会会員間の情報共有・協力・会員増を促進する  
今後新たな企画を考えているが、積極的な提案をお願いしたい。

### [防火防犯部]

1. 新班長にヘルメット配布
2. 消火器、火災警報器販売幹旋、消火器詰め替え幹旋
3. 防災訓練実施
4. 防犯パトロール実施(参加人数が少ないため、回数や方法を議論したい)
5. 自治会各行事に参加
6. 自治会各行事での防犯警備、火災防止活動
7. 公園清掃、G&C活動に参加
8. 災害時要援護者支援推進活動(緑園キズーナ委員会)については、主体を防火防犯部より福利厚生部に移管する

### [交通部] (緑園連合会活動に連動)

1. 新入学の交通安全運動
2. 春・夏・秋の交通安全運動
3. 年末の交通事故防止運動
4. 緑園連合自治会イベント開催時の交通整理
5. 遊水地まわりの歩道確保に向けての運動

### [福利厚生部]

1. 緑園連合自治会行事への協力、参加(敬老会、夏祭り、運動会、賀詞交歓会等)
2. 緑園地区社会福祉活動、ふれあい祭りへの参加協力
3. 1丁目自治会の行事への協力参加(お花見会、餅つき大会、防災訓練、パトロール等)
4. バス旅行等イベントの企画、実行
5. 災害時要援護者支援推進活動(緑園キズーナ委員会)への対応

### [女性部]

1. 講習会の開催
2. 緑園一丁目自治会行事への参加協力(餅つき大会、お花見)
3. 緑園連合自治会行事への協力、参加(夏祭り、運動会、ふれあい祭り)
4. 泉区女性団体連絡協議会の行事参加協力
5. 自治会館清掃(4, 7, 10, 1月)

#### [環境部]

1. クリーン&グリーン(C&G)活動の推進。
2. 「蚊の幼虫駆除剤」の雨水マスへの散布。
3. ゴミ集積場の一斉点検及び補修。

#### [青少年部]

1. 緑園連合夏祭り大会への参加
2. ふれあい祭りへの参加
3. どんと焼き開催
4. 緑園連合自治会行事への参加・協力（運動会等）
5. 子供会活動の援助
6. 一丁目自治会行事への参加・協力  
お花見会、餅つき大会等

#### [体育文化部]

1. 緑園連合運動会への参加（優勝を目指す）
2. 餅つき大会の実施
3. お花見大会の実施

#### [子供会]

1. 資源回収ちらしポスティング
2. 子供会定例役員会
3. 新入生歓迎会開催
4. 夏休みラジオ体操
5. 緑園連合運動会参加
6. 連合子供会主催イベント参加
7. クリスマス会
8. お別れお楽しみ会
9. 緑園連合自治会行事への参加・協力（夏祭り、運動会、ふれあい祭り等）
10. 一丁目自治会行事への参加（餅つき大会、どんと焼きなど）
11. 交通安全母の会定例会および交通安全キャンペーン等出席
12. 連合子供会定例会およびイベント企画開催

## ★行政関連委嘱諸活動・各団体活動及び緑園諸組織活動★

### 1. 民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱される特別職の公務員で、担当地区を持って活動し、住民の相談や行政との連絡・調整など地域福祉の推進役として、多方面に渡り活動する。

### 2. 青少年指導員

青少年の健全育成を目的に、地域の青少年関係指導者や関係機関・団体と連携した諸事業を展開し、よりよい地域環境づくりを推進する。また、講演会・研修会・定例会等を開き指導員自らの自己啓発に努める。

### 3. スポーツ推進委員

地域に根ざしたスポーツの普及・振興を目的に、地域住民との連帯の中で諸事業を展開し、よりよい地域環境づくりを推進する。

### 4. 保健活動推進員

地域における健康づくり、保健衛生、公衆衛生の向上及び増進を図るため、福祉センターと連携して活動する。

### 5. 環境事業推進委員

地域における美化活動の推進及びごみの減量・リサイクル活動を推進する。

- (1) 自治会と連携した減量・リサイクル行動（3R運動）の推進
- (2) 自治会と連携した地域の清掃保持
- (3) 環境施策への参加
- (4) 分別排出の徹底と普及啓発及び指導
- (5) ごみの減量・リサイクル活動の普及
- (6) 地域清掃活動の推進；地域一斉清掃等の継続実施取組
- (7) 不法投棄・放置自動車が発生した際、区役所・自治会と連携して防止や撤去にかかわる取組を行う。
- (8) 地域住民への普及啓発活動

### 6. 消費生活推進員

「安全で快適な消費生活の推進を図るため」に、活動地区を原則として連合自治会の範囲として、消費生活に関連する事柄を学習し地域へ啓発を行なう。

- (1) 講演会や各種講座の企画・実施
- (2) 消費生活に関わる施設の見学
- (3) 広報活動
- (4) アンケート調査・試買調査
- (5) 業界・行政との意見交換
- (6) 不用品の交換や資源の回収による再利用の促進
- (7) 区民祭り等の行事への協力等

### 7. 家庭防災員

火災・地震・救急法などの知識及び技術を習得し、「自らの家庭は自らの手で守る」ことを目的として活動する。自らの家庭は自らの手で守る「自助」の考え方をベースにして、その知識を活用するために地域で共に助け合う「共助」にも繋げる制度。

防災の最小単位である「家庭」を守ることで、地域を守ることに繋げる。

8. 泉区交通安全協会緑園支部

緑園地区住民の交通安全を確保するべく下記の活動を行っています。

- (1) 春・秋の全国交通安全運動参加
- (2) 各種交通安全活動参加
- (3) 安全協会・連合イベントでの交通整理
- (4) 緑園地域内のイベントでの交通整理
- (5) 自治会会員宅の弔事の交通整理（要請のある場合）

9. 交通安全母の会

交通安全母の会は国家プロジェクトである交通安全対策推進体制に組み込まれた民間団体である。一丁目自治会では子ども会から選出してきました。しかし、緑園交通安全母の会支部では自治会全体から選出される事を希望しています。

# 緑園一丁目自治会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、緑園1丁目自治会と称し、事務局を会長宅に置く。

(会 員)

第2条 本会は、緑園1丁目に居住する世帯主、事業者又はこれに準ずる者を会員とする。  
但し、止む得ない理由がある者の入会、脱退は妨げない。

(目 的)

第3条 本会は、民主主義の精神に基づき会員の共同生活を通じ、会員相互の親睦と福祉を増進し、もって地域社会の向上発展を図ることを目的とする。

(活 動)

第4条 本会は、緑園都市コミュニティー協会と協力して、前条の目的を達成するために活動する。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業部を置きそれぞれの事業を行う。

- |          |                  |
|----------|------------------|
| (1)総 務 部 | 庶務、会議、企画等        |
| (2)広 報 部 | 広報全般             |
| (3)防火防犯部 | 防火、防犯、防災         |
| (4)交通部   | 交通安全             |
| (5)環境部   | 環境整備、クリーン&グリーン活動 |
| (6)福利厚生部 | 募金、敬老、社会福祉       |
| (7)女 性 部 | 家庭防災、婦人の教養       |
| (8)青少年部  | 少年育成指導等          |
| (9)体育文化部 | 体育、レクリエーション文化活動等 |

2 各部に部員を置くことができる。

(役 員)

第6条 本会は、次の役員を置く。

- |       |     |
|-------|-----|
| 会 長   | 1名  |
| 副 会 長 | 2名  |
| 会 計   | 2名  |
| 監 事   | 2名  |
| 部 長   | 各1名 |
| 副 部 長 | 若干名 |

2 役員・会員の内から2名のコミュニティー協会理事を選出する。

(役員を選出)

第7条 役員会は役員選出の為の選考委員会を設ける。

- 2 会長、副会長及び会計は、選考委員会が選出し、役員会の承認をもって決定する。
- 3 監事、各事業部長及び副部長は、三役及び選考委員会が選出し、班長会の承認をもって決定する。
- 4 選考委員会は各事業部部長で構成する。事務局は総務部が担当する。

(役員職務)

第8条 会長は、会の事務を総理し、会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計は、会計事務を担当する。
- 4 監事は、会の会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2ケ年とする、但し再選は妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第10条 役員で会則に違反し、或いは会の対面を汚す行為のあった時は、総会の決議により解任することができる。

(班及び班長)

第11条 本会の区域を分割しそれぞれに班長を置き、班長は会務の執行及び会員との連携にあたる。

2 班長の任期は1ケ年とする。なお、班長の選出は会員の互選又は地番順等とする。但し再選は妨げない。

3 班長は各事業部の何れかに部員として所属し、自治会活動に参加する。

(総会)

第12条 総会は年1回会長が招集する。但し会員の3分の1以上又は、役員3分の2以上の要請があった時は、臨時に開催することができる。

2 総会は次の事項を審議決定する。

(1) 予算及び決算に関すること。

(2) 会則に関すること。但し改廃については第19条による。

(3) その他重要な事項。

3 総会の開催は、会員の3分の1以上の出席を要する。但し班長及び役員3分の2以上によって、代えることができる。

4 出席者については、委任状を以て代えることができる。

(役員会及び班長会)

第13条 役員会及び班長会は、本会の運営上必要がある時は会長が随時招集する。

2 役員会及び班長会には、別に定める諸委員も含める。

3 会議は2分の1以上の出席を要し、議事は出席者の過半数で決する。但し、可否同数の時は議長がこれを決する。

(経費)

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって当てる。

(慶事、弔意および見舞)

第15条

(慶事)

1. 会員(同居家族)の慶事に対し、自治会はこれを祝す。

(弔意)

2. 会員(同居家族)が死亡した場合には、当該会員(同居家族)は所属する班長(又は総務部)に訃報を連絡し、班長は速やかに、総務部に必要事項を連絡する。

3. 会員(同居家族)の死亡に対し、自治会は訃報を速やかに各班に回覧及び一丁目広報掲示板に掲示する。

4. 会員(同居家族)の死亡に対し、御香料を贈る。

5. ①当該会員(同居家族)の所属する班は通夜、告別式の諸事を手伝う。但し当該会員(同居家族)から辞退されたときはこの限りではない。

②前項の連絡は班長が行う。

(見舞)

6. 現役の役員及び班長の入院に対し、見舞金を贈る。
7. 前各号に定めのない事項については会長の指示に従う。

(会費)

第16条 会費は1世帯月額360円とする。(但し、コミュニティ協会会費は1世帯月額140円)

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(細則の制定)

第18条 本会則施行のため必要な細則は、役員会及び班長会を経て会長が決める。

(会則の改廃)

第19条 この会則の改廃については、総会において3分の2以上の同意を必要とする。

(会則の施行)

第20条 この会則は平成3年4月1日より施行する。

(相談役)

第21条 会長及び副会長は退任後相談役として自治会活動に協力する。

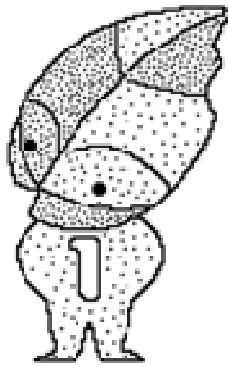
- 2 相談役の任期は役員の任期と同じ2年とする。ただし、再任は妨げない。

(班長および役員経験者の登録制)

第22条 班長および役員経験者で自治会活動に協力される方を登録して、自治会活動を充実させる。

(会則の改廃記録)

1. 第20条(初代役員の選出)	廃止	平成5年4月11日
2. 第7条(役員の選出)	改定	同上
3. 第15条(慶弔)	改定	平成8年4月20日
4. 第13条(役員会及び班長会)	改定	平成11年4月24日
5. 第15条(慶事、弔意および見舞)	改定	平成13年4月21日
6. 第7条(役員の選出)	改定	平成15年4月27日
7. 第11条(班及び班長)	改定	平成15年4月27日
8. 第16条(会費)	改定	平成15年4月27日
9. 第21条(相談役)	制定	平成15年4月27日
10. 第22条(班長および役員経験者の登録制)	制定	平成15年4月27日
11. 附則の2字を削除	改定	平成15年4月27日
12. 第5条(4)保健衛生部	廃止	平成19年4月22日
13. 第5条(9)婦人部を女性部に名称変更	改定	平成19年4月22日
14. 第6条2	改定	平成19年4月22日
15. 第5条(3)防火防犯部を防火防犯交通部に名称変更	改定	平成20年4月19日
16. 第5条(6)体育部を体育文化部に変更	改定	平成20年4月19日
17. 第15条(弔意)(4)“花輪及びの4字削除	改定	平成24年4月15日
18. 第5条 防火防犯交通部を防火防犯部、交通部環境部の3部に分割	改定	平成24年4月15日



**いっちょめ君で〜す！今年もよろしくね！**

**一丁目のホームページは、**

**<http://www.izumikuren.net/top.php?id=32>**

**だよ〜！**